

介護老人福祉施設

重要事項説明書

及び

契 約 書

社会福祉法人山ノ井会
特別養護老人ホーム 山ノ井荘

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0944-33-0061 (午前9時～午後6時まで)

相談窓口：相談室

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 特別養護老人ホーム 山ノ井荘の概要

(1) 施設の名称・所在地等

事業所番号	4077900035
事業所地	特別養護老人ホーム 山ノ井荘
所在地	三潞郡大木町大字笹淵39番地の1

(2) 施設の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長	1名		従業者及び業務の管理	1名
生活相談員	介護福祉士	3名		生活相談及び援助	3名
	准看護師	1名			1名
管理栄養士	管理栄養士	1名		栄養ケア計画の作成	1名
調理員	調理師		1名	食事の調理及び提供	1名
	その他	1名	3名		4名
介護支援専門員	介護支援専門員	3名		施設サービス計画の作成	3名
医師	医師		1名	利用者の健康管理	1名
事務長	社会福祉士	1名		労務管理や経営管理	1名
事務職員		3名		請求業務や会計処理	3名
看護・介護職員	看護師	2名	1名	利用者の健康管理	3名
	准看護師	1名			1名
	介護福祉士	13名	2名	心身の状況に応じた介護サービスの提供	15名
	実務者（基礎）研修修了者	3名			3名
	初任者（ヘルパー2級）研修修了者	2名	2名		4名
	その他	2名			2名

(3) 施設の設備等の概要

定員		50名	静養室	1室
居室	4人部屋	12室（1室33.75㎡）	医務室	1室
	2人部屋	1室（1室22.23㎡）	食堂	1室
				機能訓練室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	談話室 （面会室）	2室

3 サービス内容

(1) 施設サービス計画書の作成

計画担当介護支援専門員が、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成します。

(2) 食事

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

提供時間

朝食 7 : 5 0 ~ 8 : 5 0

昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

夕食 1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

(3) 入浴

1 週間に 2 回以上、適切な方法により入浴できます。事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めます。

(4) 排せつ

利用者の心身の状況や排せつ状況をもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施します。オムツを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動状況に応じたオムツを提供し、利用者の排せつ状況を踏まえたオムツ交換を実施します。

(5) 褥瘡発生の予防

褥瘡が発生しないよう体制を整備するとともに、褥瘡に関する基礎的な知識を有した介護職員等が適切な介護を行います。

(6) その他の介護

前各号に掲げるもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。

(7) 機能訓練

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために、日常生活の中の機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じて訓練を行います。

(8) 生活相談及び援助

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(9) 健康管理

適時、看護職員によるバイタルサイン測定を実施し、健康管理を行います。年に 1 回は健康診断を行います。また、毎週火・金曜日の 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0 まで診療室及び居室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。

(10) 口腔衛生の管理

利用者の口腔の健康保持を図るために、当施設において歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による定期健診を行います。実費料金がかかります。

(11) 理美容サービス

当施設では月に3回、訪問理美容サービスを実施しております。実費料金がかかります。

(12) 要介護認定の申請に係る援助

要介護認定の有効期間の満了日30日前までに必要な援助を行います。

4 利用料金

(1) 基本料金

① 介護サービス費（負担料金）

	1日あたりの自己負担額 1割負担	1日あたりの自己負担額 2割負担	1日あたりの自己負担額 3割負担
要介護度1	589円	1,178円	1,767円
要介護度2	659円	1,318円	1,977円
要介護度3	732円	1,464円	2,196円
要介護度4	802円	1,604円	2,406円
要介護度5	871円	1,742円	2,613円

※ただし、入所後30日間は、1日30円の負担増になります。

（初期加算・1割負担の場合）

※入所期間中に入院、または外泊した場合の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承下さい。

② 加算状況

日常生活継続支援加算又はサービス提供体制

強化加算

看護体制加算（Ⅰ）

看護体制加算（Ⅱ）

夜勤職員配置加算

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

高齢者施設等感染症対策向上加算（Ⅰ）

高齢者施設等感染症対策向上加算（Ⅱ）

協力医療機関連携加算

若年性認知症入所者受入加算

療養食加算

経口維持加算

配置医師緊急時対応加算

療養食加算

経口維持加算

配置医師緊急時対応加算

療養食加算

経口維持加算

配置医師緊急時対応加算

療養食加算

経口維持加算

配置医師緊急時対応加算

療養食加算

経口維持加算

配置医師緊急時対応加算

療養食加算

経口維持加算

配置医師緊急時対応加算

1回あたり1割負担1,300円 2割負担2,600円 3割負担3,900円
(深夜の場合)

看取り介護加算Ⅱ

死亡日以前31日～45日

1日あたり 1割負担 72円 2割負担 144円 3割負担 216円

死亡日以前4日～30日

1日あたり 1割負担 144円 2割負担 288円 3割負担 432円

死亡日の前日及び前々日

1日あたり 1割負担 780円 2割負担 1,560円 3割負担 2,340円

死亡日

1日あたり 1割負担1,580円 2割負担 3,160円 3割負担 4,740円

介護職員等処遇改善加算

各月介護保険利用料金×17.6%

③ 食費

1日あたり 1,545円 (費用基準額)

④ 居住費

1日あたり 915円 (費用基準額)

※食費・居住費の軽減措置があります。詳しくは山ノ井荘生活相談員までお尋ね下さい。

利用者負担段階区分別料金

区 分	食 費 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	680円	430円
第3段階②	1,420円	530円
第4段階	1,545円	915円

(2) その他の料金

- ① 特別な食事代 施設で提供する食事以外の外注等による喫食 実費
- ② 日用品代 施設にて一律に提供される身の回り以外に入所者又は家族の
自由な選択による物品 実費
- ③ 手続諸費用 実費
- ④ その他

上記の他のレクリエーション費用、買物サービスの費用などはその実費について自己負担となります。

(3) 介護サービス費の減免措置

利用者負担段階区分

利用者負担上限額(1ヶ月あたり)

一般世帯

37,200円(世帯)

現役並みの所得がある方

44,400円(世帯)

住民税世帯非課税

24,600円(世帯)

・課税年金収入合計額80万円以下の方

15,000円(個人)

・老齢福祉年金受給者

15,000円(個人)

生活保護受給者

15,000円(個人)

利用者負担を15,000円に減額すると

15,000円(世帯)

生活保護受給者にならない場合

(4) 支払方法

毎月、15日前後に前月分の請求をいたします。

原則、口座振替にて毎月27日（土・日・祝日の場合は翌営業日）にお支払い下さい。

また現金支払いの場合は、翌月末日迄にお支払い下さい。

料金の支払いを受けた時は、利用料金およびその他請求分の領収書を発行します。（その他の領収証も添付します）

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

- ① 原則、要介護3以上の認定を受けた方（要介護1、2の認定を受けた方については市町村の適切な関与の下、特例入所要件に当てはまる方）で、入所を希望する方は、電話等で連絡下さい。

- ② 入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

※詳細は、生活相談員にお尋ねください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）とご相談ください。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
- ② 介護認定区分が、非該当となった場合
- ③ 利用者様の死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他

- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内にお支払いいただけない場合、またはお客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は退所していただく場合がございます。この場合、契約終了10日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合は文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。なお、退院後に再度入所を希望される場合は、生活相談員までお申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者様の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村や居宅介護支援事業者のほか、様々な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(2) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業者への研修の実施	○	随時実施しています
身体的拘束の有無	○	契約書第4条第3項による

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 …………… 9：00～18：00まで。時間外は事前にご連絡下さい。
- ・外出・外泊 …………… 外出・外泊届出用紙に必要事項を記入の上、ご提出下さい。
個人での外出・外泊は必ず家族の同意が必要です。
- ・飲酒・喫煙 …………… 健康管理上また防火対策上、飲酒・喫煙は制限及び管理させていただきます。
- ・設備・器具の利用 …… 本来の用法で利用してください。これに反した場合、破損時は賠償の対象となる事があります。
- ・金銭・貴重品の管理… 多額の現金・貴重品は持ち込まないで下さい。
個人管理の場合、盗難・紛失には一切責任を負いません。
- ・所持品の持ち込み ……スペースに限りがありますので衣類等は季節ごとの衣替えをお願いします（「衣類についてのお願い」参照）。
- ・食べ物の持ち込み ……食べ物の持ち込みは介護職員にお申し出下さい。
- ・施設外での受診 …… 定期検診以外のご家族にご相談する場合がございます。また、付添代として実費を申し受けることがあります。
- ・宗教活動 ……………施設内での入荘者に対する宗教活動及び政治活動は禁止します。
- ・ペット ……………持ち込み及び飼育はお断りします。

7 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8 緊急時の対応方法

利用者様に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

9 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生防止及び事故発生時の対応の指針を整備します。サービス提供により、万一利用者様に事故が発生した場合は、ご家族・市町村等の関係機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その状況および事故に際して行った対応は記録に残します。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

緊急連絡先	
氏 名	
続 柄	
住 所	
電 話 番 号	
勤 務 先	

1 0 協力医療機関

協力医療機関及び協力歯科医療機関は次のとおりです。

協力医療機関	筑後市立病院
(所在地)	(筑後市和泉 9 1 7 - 1)
協力歯科医療機関	原田歯科医院
(所在地)	(大川市大字酒見 3 2 6 ・ 3 2 7 番地合併 2 の 1)

1 1 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 ……火災時は、非常通報装置により消防署に連絡されます。
また、自衛消防隊による初期消火、緊急連絡網による職員の召集で対応します。
- ・ 防災設備 ……スプリンクラー、避難階段、自動火災報知機、消火器、誘導灯、非常用電源等必要な設備を備えています。
- ・ 防災訓練 ……年 2 回（うち 1 回以上は消防署と連携した総合防災訓練を実施）
- ・ 防火管理者 ……事務主任

1 2 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画（BCP）」を策定し、当該事業計画に従い必要な措置を講じます。

- ・ 施設は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・ 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

1 3 第三者評価の実施状況 （ 有 ・ 無 ）

(実施年月日) _____ (評価機関) _____

(評価結果) _____

1 4 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当(虐待防止も含む)

受付担当	相談室長	電話	0944-33-0061
解決責任者	施設長	江崎	博江
第三者委員	荒尾美喜男	池口	活友
Tel		0944-32-0822	0944-33-0767

(2) その他の苦情窓口

☐ 福岡県国民健康保険団体連合会	電話	092-642-7859
〒812-8521	FAX	092-642-7856
福岡市博多区吉塚本町13番47号		

☐ 福岡県運営適正委員会（福岡県社会福祉協議会）	電話	092-915-3511
〒816-0804	FAX	092-584-3790
福岡県春日市原町3丁目1番地7		

☐ 福岡県介護保険広域連合会	電話	092-643-7055
〒812-0044	FAX	092-641-2432
福岡市博多区千代4丁目1番27号		

☐ 介護保険広域連合（柳川・大木・広川支部）	電話	0944-75-6301
〒832-0828	FAX	0944-75-6340
柳川市三橋町正行431番地		

☐ 久留米市役所 介護保険課	電話	0942-30-9036
〒830-8520	FAX	0942-36-6845
久留米市城南町15番3		

☐ 大川市役所 健康課介護保険係	電話	0944-85-5522
〒831-8601	FAX	0944-86-8485
大川市大字酒見256番地1		

☐ 筑後市役所 高齢者支援課	電話	0942-53-4115
〒833-8601	FAX	0942-53-4119
筑後市大字山ノ井898番地		

1 5 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 山ノ井会
代表者役職 氏名	理事長 江崎 泰之
本部所在地・電話番号	三潞郡大木町大字笹渕39番地の1 0944-33-0061

定款の目的に定めた事業

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム 山ノ井荘 |
| 2. 通所介護 | デイサービスセンター ふれあいの里 |
| 3. 短期入所生活介護 | 山ノ井荘ショートステイサービス |
| 4. 居宅介護支援 | 山ノ井荘ケアプランサービス |

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 (事業所番号 4077900035)

所在地 三潞郡大木町大字笹渕39番地の1
名称 特別養護老人ホーム 山ノ井荘 印

説明者 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印
続柄又はその他

介護老人福祉施設契約書

_____(以下、「利用者」といいます)と特別養護老人ホーム 山ノ井荘(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の20日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護3～要介護5)と認定された場合、又は要介護1・要介護2の特例入所と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条 (施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- 1 利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- 3 施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を利用者に説明します。

第4条 (介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。当該記録は、2年間保存します。

第5条 (要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、介護老人福祉施設のサービス提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1項のケース処遇記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する1項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月15日前後に利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当該料金の合計額を原則、口座振替にて毎月27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に支払います。また、現金支払いの場合は、翌月末日迄に支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けた時は、利用料金およびその他請求分の領収書を発行します。(その他の領収書も添付します)

第8条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して契約終了を希望する5日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
 - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当(要介護度2以下で特例入所者非該当)と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

第9条(退所時の援助)

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し、利用者の個人の情報を提供しません。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条(連絡義務)

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第13条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第15条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

[事業者名] 特別養護老人ホーム 山ノ井荘 (事業所番号 4077900035)
[住所] 三潞郡大木町大字笹淵39番地の1
[代表者名] 江崎 博江 印

利用者

[住所]

[氏名] 印

(代理人)

[住所]

[氏名]

[続柄又はその他] 印